

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

福島県選挙管理委員会

○福島海区漁業調整委員会委員一般選挙を行う件

○福島海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙長の事務を取り扱う場所及び立候補の届出を受理する場所を定めた件

○福島海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙会の日時及び場所を定めた件

○福島海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者を選任した件

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第七十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十三条第一項の規定により、福島海区漁業調整委員会委員の任期満了による一般選挙を次のとおり行う。
平成二十八年七月二十五日

- 一 選挙期日 平成二十八年八月三日
- 二 選挙すべき委員の数 九人

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

福島県選挙管理委員会告示第七十三号

平成二十八年八月三日執行の福島海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙長の事務を取り扱う場所及び立候補の届出を受理する場所を次のとおり定めた。
平成二十八年七月二十五日

福島県選挙管理委員会

- 一 選挙長の事務を取り扱う場所 南相馬市原町区錦町一丁目三十番地 委員長 菊地俊彦
- 二 立候補の届出を受理する場所 福島県南相馬合同庁舎北庁舎相双地方振興局企画商工部執務室 南相馬市原町区錦町一丁目三十番地 福島県南相馬合同庁舎南庁舎四〇三会議室

福島県選挙管理委員会告示第七十四号

平成二十八年八月三日執行の福島海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙会の日時及び場所を次のとおり定めた。
平成二十八年七月二十五日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

- 一 日時 平成二十八年八月四日午後二時三十分
- 二 場所 南相馬市原町区錦町一丁目三十番地 福島県南相馬合同庁舎南庁舎四〇三会議室

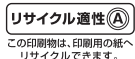
福島県選挙管理委員会告示第七十五号

平成二十八年八月三日執行の福島海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者を漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第九条において準用する公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十条第一項の規定により、次のとおり選任した。
平成二十八年七月二十五日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

- 一 選挙長 南相馬市鹿島区南海老字北原百九十一番地の一 濱田 嘉一
- 二 選挙長の職務を代理すべき者 南相馬市鹿島区大内字松迫四十七番地の一 平 仁一



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,500円】

発行所 福島県 株式会社 第一印刷